

石巻市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年12月 1日

石巻市監査委員 大塚 智也

石巻市監査委員 清水 俊雄

石巻市監査委員 奥山 浩幸

- 1 監査対象団体 一般社団法人ISHINOMAKI2.0
- 2 監査対象施設 指定文化財旧観慶丸商店（所管課：教育委員会生涯学習課）
- 3 監査期間 令和7年8月29日から同年11月28日まで
- 4 監査対象範囲 令和6年度公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行
- 5 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 6 監査結果 令和6年度の公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された帳簿及び証拠書類に基づき事務処理状況を試査したところ、勧告及び指摘すべき事項は認められませんでした。
なお、不適正な事務処理については、別途指導しました。